

○広島大学図書館リポジトリ・アドバイザー要領

平成 19 年 3 月 2 日

図書館長決裁

(趣旨)

第 1 この要領は、広島大学図書館アドバイザー内規（平成 19 年 3 月 2 日図書館長決裁）第 5 条の規定に基づき、リポジトリ・アドバイザーに関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 リポジトリ・アドバイザーは、広島大学の教育研究成果物を収集・発信する「広島大学学術情報リポジトリ」（以下「リポジトリ」という）に関する次に掲げる事項について、図書館長の諮問に応じ、助言及び提言を行う。

- (1) リポジトリのコンテンツに関すること。
- (2) リポジトリの機能に関すること。
- (3) 著作権に関すること。

(組織)

第 3 リポジトリ・アドバイザーは、次に掲げる者で構成する。

- (1) 図書館長
- (2) 図書館研究開発室員
- (3) 著作権関係の専門家
- (4) 人文・社会科学、自然科学及び生命科学分野の研究者 若干名

(事務)

第 4 リポジトリ・アドバイザーに関する事務は、学術情報整備グループにおいて処理する。

(附則)

この要領は、平成 19 年 3 月 2 日から施行する。